

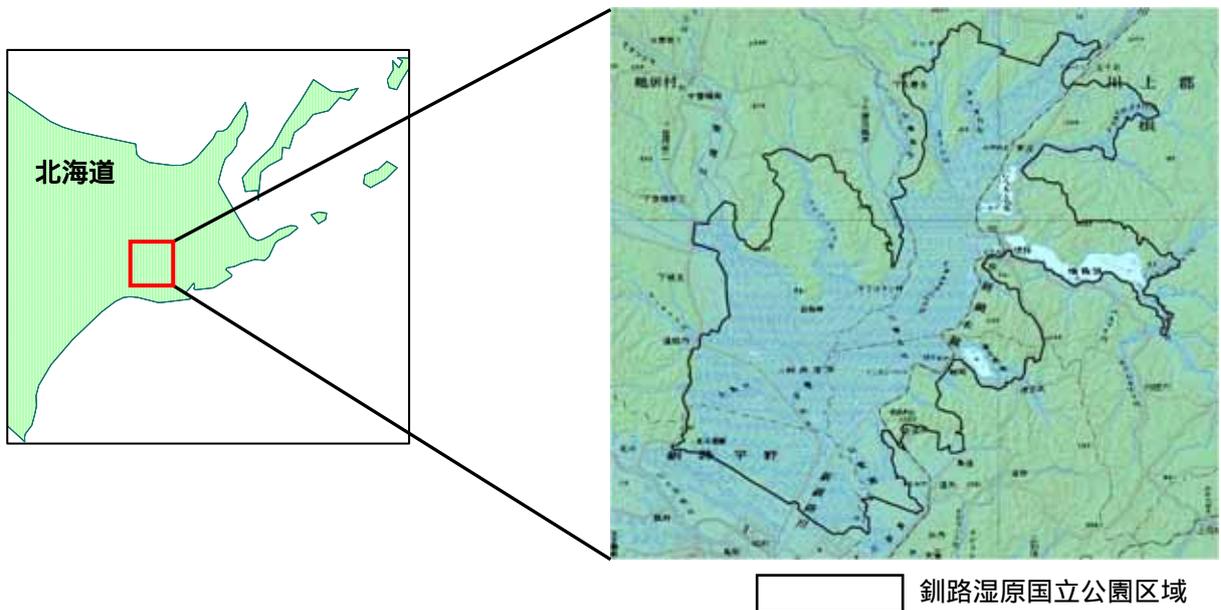
## 釧路湿原国立公園の公園区域及び公園計画の変更案の概要

### 1 変更理由

釧路湿原国立公園は、我が国最大の湿原である釧路湿原を有しており、昭和 62 年 7 月 31 日に、指定された。

公園計画は、平成 2 年 12 月に乗入れ規制地区の指定、平成 15 年 8 月に北海道自然歩道線道路の追加、平成 17 年 7 月に自然再生施設の追加及び砂防施設の削除が行われている。

今回の第 1 次点検は、指定後の社会的・自然的な変化及び学術調査等の知見に対応した釧路湿原の保全及び利用の推進のため、公園区域及び公園計画を全体的に見直すものである。



### 2 変更案の概要

#### (1) 公園区域の変更

##### 公園区域の拡張

- ・良好な低層湿原、湧水が豊富な丘陵地、河畔林、湧水地、タンチョウ等の貴重な野生生物の生息・生育地等を保全するとともに、適切な利用を図るために、公園区域に編入する。

北海道釧路市	11ha
北海道釧路郡釧路町	1,440ha
北海道川上郡標茶町	331ha
北海道阿寒郡鶴居村	145ha

計 1,927ha 拡張

第 2 種特別地域 :	256ha
第 3 種特別地域 :	311ha
普通地域 :	1,360ha

## (2) 保護規制計画の変更

### ア 特別地域

#### (ア) 第1種特別地域

- ・湧水地、優れた湿原景観、重要な視対象である丘陵地、展望地、タンチョウ等の貴重な野生生物の生息・生育地等を保全するとともに、適切な利用を図るために、第1種特別地域とする。

第3種特別地域                      第1種特別地域    114ha  
(温根内南:114ha)

第2種特別地域                      第1種特別地域    438ha  
(キラコタン岬:133ha、宮島岬:123ha、温根内南:182ha)



宮島岬

(第2種特別地域 第1種特別地域)

#### (イ) 第2種特別地域

- ・良好な低層湿原、湧水地、湧水が豊富な丘陵地、河畔林、自然再生を行った河川とその周辺地域、貴重な野生生物の生息・生育地等を保全するとともに、適切な利用を図るために、第2種特別地域とする。

公園区域外                      第2種特別地域    256ha  
(北斗:11ha、広里:25ha、オソツベツ:20ha、コッタ口川流域:21ha、塘路湖:34ha、温根内川流域:126ha、下幌呂:19ha)

普通地域                              第2種特別地域    827ha  
(広里:285ha、オソツベツ:441ha、コッタ口川流域:42ha、右岸堤防南:59ha)

第3種特別地域                      第2種特別地域    3,659ha  
(右岸堤防南:2,530ha、夢ヶ丘:437ha、細岡:131ha、オソツベツ:539ha、二本松:22ha)



広里  
(普通地域 第2種特別地域)



右岸堤防南  
(第3種特別地域 第2種特別地域)



オソツベツ(オソベツ川流域)  
(普通地域 第2種特別地域)

### (ウ) 第3種特別地域

- ・低層湿原、湧水が豊富な丘陵地、河畔林等を保全するために、第3種特別地域とする。

公園区域外                      第3種特別地域    311ha  
(達古武川流域:311ha)



達古武川流域  
(公園区域外 第3種特別地域)

## イ 地種区分別面積

		特別地域					普通 地域	合計
		特別保護 地区	第1種 特別地域	第2種 特別地域	第3種 特別地域	小計		
面 積 (ha)	変更後	6,490	2,321	7,663	3,303	19,777	9,011	28,788
	変更前	6,490	1,769	3,359	6,765	18,383	8,478	26,861
	増減	0	552	4,304	3,462	1,394	533	1,927
変更後の割合(%)		22.5	8.1	26.6	11.5	68.7	31.3	100.0

### (3) 利用施設計画の変更

#### ア 集団施設地区

- ・エコツーリズム及び環境教育の推進を図るための利用拠点とするために、集団施設地区の区域の指定及び整備方針の決定をする。

塘路集団施設地区 北海道川上郡標茶町塘路の一部 16.3ha

#### イ 単独施設

##### 単独施設の追加

- ・公園利用上の必要性が高い施設を追加する。

22 博物展示施設 北海道釧路市(北斗) 23 舟遊場 北海道釧路郡釧路町(細岡)



24 舟遊場 北海道釧路郡釧路町(岩保木)

25 舟遊場 北海道川上郡標茶町(カワラ) 26 園地 北海道川上郡標茶町(カホ)



### 単独施設の削除

- ・塘路集団施設地区の追加に伴い、整理統合するため、削除する。
  - 11 園地 北海道川上郡標茶町（塘路）
  - 12 野営場 北海道川上郡標茶町（塘路）
  - 13 舟遊場 北海道川上郡標茶町（塘路）
  - 14 博物展示施設 北海道川上郡標茶町（塘路）
- ・整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため、削除する。
  - 17 宿舎 北海道阿寒郡鶴居村（宮島岬）

### イ 道路（車道）

#### 車道の変更

- ・公園区域の拡張に伴う整理及び公園利用上の必要性が乏しい区間を削除するため、区間を変更する。
  - 2 細岡岩保木線



- ・現行車道に合わせた路線に変更するため。
  - 6 宮島キラコタン連絡線



- ・公園区域の拡張に伴う整理のため及び現行車道に合わせた路線に変更するため、区間を変更する。

9 北斗遠矢線

**ウ 道路（歩道）**

**歩道の追加**

- ・湿原観察のための探勝歩道として整備するために、歩道を追加する。

4 釧路川右岸堤防線



**歩道の削除**

- ・今後の整備の見込みがなく、公園利用上の必要性も乏しいため削除する。

1 細岡岩保木線

**歩道の変更**

- ・公園区域拡張に伴う整理及び現状に合わせた路線に整理する。

3 北海道自然歩道線

